

下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第30回）議事要旨

（下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務）

1 日時

平成19年12月7日（金）10:00～16:30

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員）池田修，伊藤眞，井堀利宏，大川真郎，奥田昌道（委員長），川崎和彦，
富越和厚，中田裕康，夏樹静子，平木典子，堀野紀（敬称略）

（庶務）高橋総務局長，戸倉審議官，安東総務局第一課長

（説明者）大谷人事局長，門田人事局任用課長

4 議題

（1）協議

- ・ 平成20年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について
- ・ 平成20年4月期の弁護士任官候補者について

（2）次回の予定について

5 議事

（1）協議

協議に先立ち，退任した有田委員の後任として川崎委員が紹介された。

委員長から，作業部会のメンバーについて，有田委員の退任に伴い，その後任として川崎委員を指名したこと及び11月30日の作業部会に同委員が出席した旨の報告があり，了承された。

庶務から，前回の委員会以後の経過として，平成19年9月の新任判事補候

補者及び平成19年10月の出向からの復帰候補者についての最高裁判所における審議結果並びに平成20年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者207人のうち、2人が願いを撤回したことが報告された。

- ・ 平成20年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について

庶務から、9月7日の当委員会の結果を受け、各地域委員会に対し、指名候補者について情報収集を行い、その結果を取りまとめて送付するように依頼したこと、各地域委員会では、当委員会からの依頼に基づき、情報収集及びその取りまとめが行われ、その結果が送付されたことが報告された。また、報告された情報が大部になったことから、予定どおり11月30日に作業部会が開催され、9月の委員会において重点審議者とされた者等についての検討及び重点審議者として追加すべき者の有無についての検討が行われたことも併せて報告された。さらに、地域委員会における情報収集に関し、地域委員会から送付された情報の中には、以前よりは減少しているものの、依然として、弁護士会経由で地域委員会に情報が送付されている例が多く見られること、各地域委員会では、段階式アンケート方式のものは送付しないものの、弁護士会経由の情報であっても、具体的事実が指摘され、情報提供者の氏名が明示されているものについては、情報の適格性の最終判断は当委員会に委ねることとして、これを当委員会に送付していること、このように、地域委員会から当委員会に提供された情報には、その収集や提供の方法等について問題があるものも含まれているが、作業部会においては、これまでと同様、顕名により、具体的な根拠事実を記載して提供された情報については、一律に排除することなく、個別に適格性を判断することとし、検討の対象に含めて作業がされていることが説明された。

庶務からの報告を受けて、弁護士からの情報については、今後も、弁護士会経由ではなく、地域委員会に直接提供されるよう、弁護士会に対し働きかけていく必要があるが、本日の委員会においても、作業部会と同様に、顕名で具体

的事実を指摘するものについては、一律に排除することはせず、個別にその適格性を判断することとして審議を行うこととされた。

作業部会長である伊藤委員から、作業部会において、9月の委員会において重点審議者とされた者に追加して重点審議者とすべき者について報告され、審議の結果、重点審議者に追加することとされた。

続いて、作業部会長である伊藤委員から、作業部会の検討結果について報告がなされ、その結果を踏まえて、指名候補者205人について、判事に任命されるべき者として指名することの適否について審議の結果、202人については指名することが適当であると、3人については指名することは適当でないと最高裁判所に答申することとされた。

・ 平成20年4月期の弁護士任官候補者について

庶務から、9月7日の当委員会の結果を受け、関係する地域委員会に情報収集の依頼をしたこと、当該地域委員会では、当委員会での依頼に基づき情報収集及びその取りまとめが行われ、その結果が送付されたことが報告された。

作業部会における検討結果を踏まえ、指名候補者5人について、地域委員会が収集した情報及び最高裁判所から提供された資料に基づき、裁判官に任命されるべき者として指名することの適否について審議された。審議の結果、2人については裁判官として指名することが適当であると、3人については裁判官として指名することは適当でないと最高裁判所に答申することとされた。

(2) 次回の予定について

次回の委員会は、平成19年12月21日（金）午後1時30分から開催され、平成20年1月の新任判事補候補者について審議することとなった。

以 上